

本審査基準実施に伴う措置について

1 指定商品及び指定役務の表示

（１）ニース協定に基づく標章の登録のための商品及びサービスの共通の分類（以下「国際分類」といいます。）は、「類別表」（各類が主として含む商品又はサービス及び特に含まれない商品又はサービスを例示した「注釈」含む。）及び各類に属する商品又はサービスを例示した「アルファベット順の一覧表」よりなりますが、「類見出しに掲げる商品又はサービスは、その商品又はサービスが原則として属する類の範囲をおおむね表示したものである。したがって、個々の商品又はサービスの分類を特定するためには、アルファベット順の一覧表を参照すべきである。」（一般的注釈）と記載されているとおり、国際分類においては、当該類に属する商品又は役務を「類見出し」で概念括りをしておらず、かつ、アルファベット順一覧表は常に変更が生じる得ることから、「第〇〇類 〇〇その他本類に属する商品」、「第□□類 □□その他本類に属する役務」のような表示は、商品又は役務の範囲が明確であるとはいえませんが、このような指定商品又は指定役務の表示は、認められません。

（２）商標法施行令別表（以下「政令別表」という。）において、各区分に属する商品又は役務を記載していますが、政令別表に記載された表示（例えば、「第１類 工業用、科学用又は農業用の化学品」）は、必ずしも、商品又は役務の内容及び範囲が明確とはいえず、これをそのまま商品及び役務として指定して出願することは必ずしも適切ではありませんので、商標登録出願の際に商品及び役務を指定する場合は、商標法施行規則別表（政令別表に記載された各区分に属する商品及び役務を国際分類に即して定めたもの）又は本書に記載されている商品及び役務の表示を参考にしてください。

2 本審査基準の実施後、国際分類上の商品又は役務の変更若しくは省令別表に記載されていない商品又は役務の追加等があつて本審査基準の商品又は役務を変更する必要があるときは、速やかに対応し公表することとします。

3 本審査基準は平成２４年１月１日より施行します。

なお、本審査基準の導入にあたって、本審査基準施行後、施行前の出願の審査が継続している場合は、出願人の予見可能性の確保の観点から、「類似商品・役務審査基準」〔国際分類第９版対応〕以前の審査基準に沿って審査することとします。

ただし、審査の過程において、出願人から本審査基準に沿った取引の実情に関する主張及び立証があつた場合は、本審査基準への変更事由も十分に考慮したうえで判断することとします。